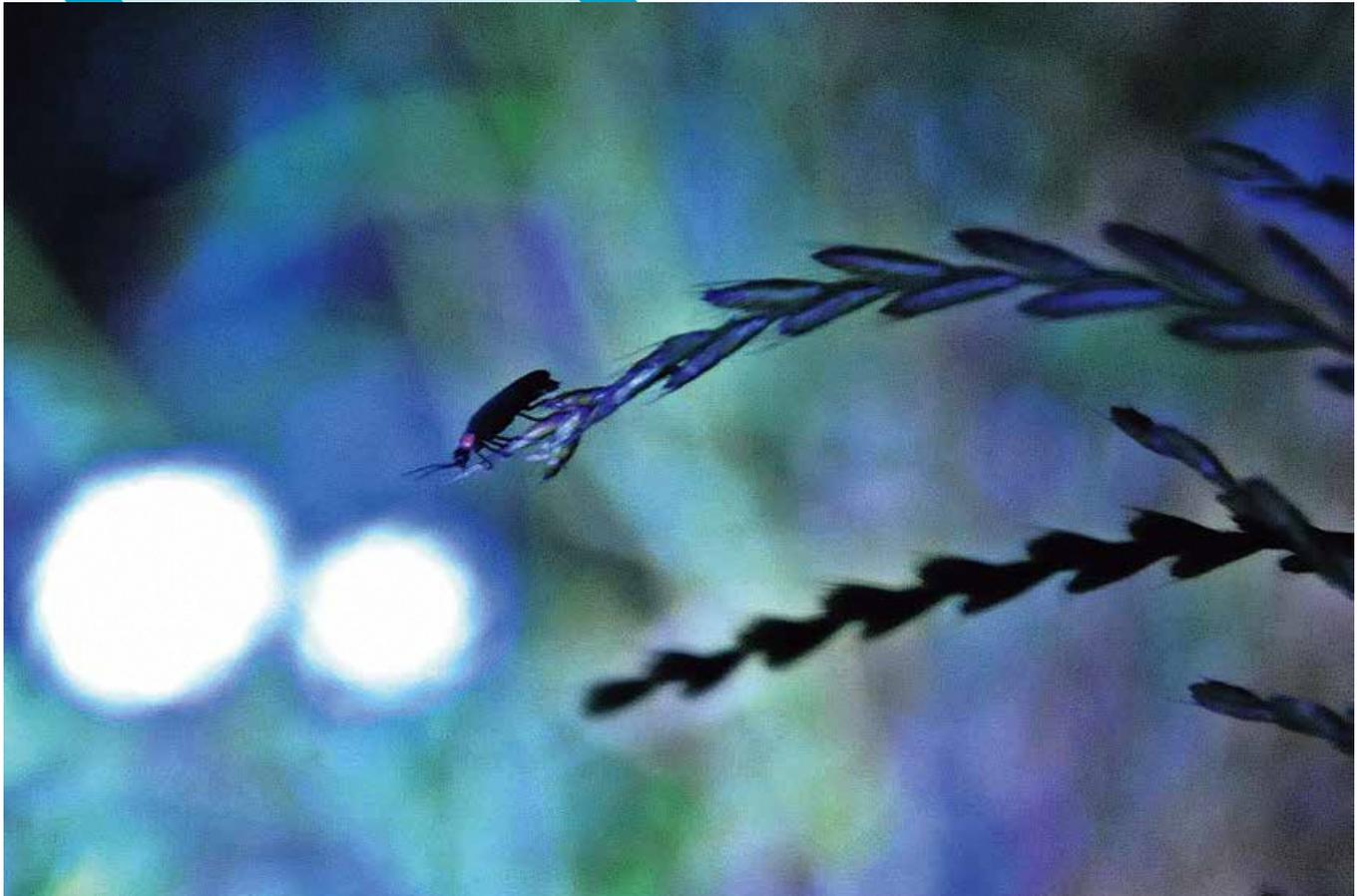


SAWAYAKA さわやか

ホタルの群れが
夏の夜を
舞っています。



「夏のホタル」

特集

市政に届けよう! 農業者の声を

…… p 2~3

神田奉仕に参加して…………… p 4~5

農業者のための労災保険…………… p 6

平成30年度 農業委員会活動方針並びに事業計画決定 …… p 7

おれらの組織紹介・INFORMATION・編集後記…………… p 8

2018.

8月号

農業者の声を

し、それを行政等につなげて地域農業振興の一助とすることを目的に
ましたので、お知らせします。

1 姿が見えない。

2 意欲ある農家に対して、振興事業のPRをしてほしい。
環境保全などの事業予算を減額せずに十分確保してほしい。

1と2については、関連していると考えられるため、一括で回答します。「姿が見えない」というご意見は、市の農業施策が分からない、あるいは情報の提供が不足しているという趣旨ではないかと考えています。また、「意欲ある農家に対して、振興事業のPRをしてほしい」というご要望があることから、まだまだ情報提供が不足していると感じており、今後周知の徹底を図っていきたくと考えています。

その一方で、グループごとの発表で「農業者自ら相談に行き、情報を収集すべき」という意見があったように、自ら情報を収集し、詳細について市に相談するという

姿勢もお願いしたいと思っています。

環境保全などの事業予算については、環境保全型農業直接支払交付金のことを指していると思います。予算自体は減額となっていないのですが、取り組む方が増え、平成25年度と比較すると取組面積が2倍以上になっており、国の予算が一定のため単価を下げざるを得ないというところで減額となっています。市としても力を入れていきますので、国や県に対して要望していきたいと考えています。

3 低利融資制度の充実

どのような目的で融資を受けたのかなどの詳細が分からないのですが、現在ある融資制度でも、目的ごとに利用できる様々な制度が幅広く設けられています。窓口にて相談していただければ、今の制度の中で具体的な提案ができると思います。

4 非主食用米に対して産地づくり助成を今より上げた方が良くと思う。
(コシヒカリの収入がまだ高い↓非主食用に移行するように)

米の直接支払交付金10アール当たり7,500円が廃止されました。国の予算を見ると、その財源715億円ほどが、ほ場整備や新たに創設される収入保険制度、多様な担い手の育成、それから産地づくり交付金(現…産地交付金)の増額に充てられたようなので、増額に結びつくのではないかと考えています。

ただ、産地交付金も恒久的な制度として約束されているものではないので、それに依存していくのは不安があります。稲作経営が成り立つ政策を進めるのは当然ですが、その一方で園芸振興を図っていくことも重要だと考えています。

市政に届けよう!

当農業委員会では、去る2月25日に農業者のご意見ご要望をお聴き「農業者等との意見交換会」を市地域交流センターで開催しました。農業者から市に寄せられたご意見ご要望について、市から回答があり

5 農地が市をまたいでいる地域への対応をしっかりとしてほしい。政策によって、対象外にされて不公平が生じている。

地域の話し合いに基づいて農地中間管理機構に農地を貸し付けると交付対象となる「地域集積協力金」がありますが、国の要綱上、交付対象地域は「同一市町村内の一定区域」とされています。隣接する市町に農地がある場合は、その農地がある区域で人・農地プランを作成するための話し合いが必要なので、対象外というわけではないのですが、ややハードルが高いのは事実です。

要望のあった地域から相談を受けていますので、最善策を見出しながら支援していきたいと考えています。

6 農家の後継者を育成するための助成制度を考えるとほしい。

非農家からの新規就農ではなく、農家世帯の後継者にも何かしらの助成を考えるとほしいという趣旨だと捉えています。現在の制度の考え方としては、新規就農に伴い、新たな経営リスクを負う者に対して助成するというものです。

親元で就農するだけの場合は、農地や機械・施設などの経営資源が既にあり、新たな投資が必要ないという考え方から、生活費支援を目的とした助成制度の対象外になっているのだと思います。

親元就農であっても、近いうちに経営移譲を受けたり、新たな部門に取り組んだり、経営リスクを負う方であれば対象となる場合がありますし、市の単独事業で小規模な投資に対する新規補助事業も設けていますので、窓口にて相談していただきたいと思います。

お田植え奉仕に参加して



長い勤め生活を無事終えたことに感謝し、何か記念に残る奉仕ができればと探していた時、集落の先輩、民生委員の諸先輩から神宮神田のお田植えへの誘いを受け、二つ返事で参加することになりました。

時は5月25日、場所は三重県伊勢神宮へと相当なバスの距離はありますが、80歳を超えた会長は18年の奉仕回数と説明や挨拶のうまさを聞いて、若輩はまたまた勉強と努力の始まりかなあと思いつつ手植えのやり方を思い浮かべました。

何故、伊勢神宮なのか、そして田植え奉仕なのか。ルーツを辿り紹介します。日本の稲作は伊勢神

宮から始まったことに端を発し、米粒の大切さと人の命の源であることを受け継ぎ、古式にのっとり9月の初めには内宮を中心に1本1本手作業で稲穂を抜き取り、内宮・外宮始め伊勢市内の125社のやしろに感謝を込めて奉納される「抜穂祭(ぬいぼさい)」が盛大に神宮行事として執り行われます。

また、10月中旬には外宮を主に当年の新穀を大御饌(おおみけ)として伊勢の大御神(天照大神)に奉る神宮の祭儀として内宮でも新穀を供進する「神嘗祭(かんなめさい)」が執り行われます。

内宮とは皇大神宮を総称し、天照大神を祭神としています。

外宮は豊受大神宮を総称し、豊受大神を祭神としています。

よって祭神に欠かせないのが五穀豊穣です。イネは伊勢神宮に始まり実りの秋に感謝する行事が神宮最大の行事としている為、春は田植えがその地に必要なのです。これが神田のお田植え、これを全

国から崇敬して奉仕作業が続いてきているのです。

神宮神田(内宮管理)の水田面積は20a区画、合計3haは一つの場所に整理されて五十鈴川の清流を受けています。

神田では下種祭(手播き)ののち5月初めに祭田において早乙女による田植え祭り(手植え)を今でも行い、その後に機械による田植え、そして奉仕団によるお田植えを近年では岡山県、三重県、新潟県の奉仕団のみで40aを一齐に約70人位で半日かけて手植え作業で行います。

その姿は男女とも白装束にスゲ笠とされています。

(品種イセヒカリ本葉4枚)
次回はどうして新潟県新発田市から奉仕に行くのかなどについてご紹介したいと思います。

高木辰夫委員

伊勢神宮神田



農業委員会からのお知らせ

農地の下限面積についてお知らせします。

農地の売買や賃借をする場合、購入する方や借りる方の耕作面積は、50アール必要です。

(*所有面積ではありません)

但し、地域によって20アール又は、30アールの地域があります。

- | | |
|------------------|-------|
| ・旧赤谷村の地域、旧米倉村の地域 | 30アール |
| ・旧松塚村の地域 | 20アール |
| ・上記以外の地域 | 50アール |

農地（田）の権利移動の手続きは、8月13日（月）から開始します。

○田の売買や貸し借りを予定されている方は、農業委員会に書類を提出してください。
畑は、作物の権利調整がついていれば、売買や貸し借りの書類を通年で受け付けています。

労災保険 農業者のための 特別加入制度があります

農業者の方も労災保険に加入できます



労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については特別に任意加入を認めています。これが、特別加入制度です。

農業者の場合には、次の3つの区分のいずれかに特別加入することができます。

労働者以外の方が作業中に事故に遭ったとしても、労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は行われなため、治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。



(1) 特定農作業従事者



(2) 指定農業機械作業従事者



(3) 中小事業主等

お問い合わせ先

新発田労働基準監督署 0254-27-6680

平成30年度 農業委員会活動方針並びに事業計画決定

平成30年度活動方針並びに事業計画について、4月27日開催の農業委員会総会で承認されました。

1 活動方針

平成28年4月から新たな農業委員会制度が施行され、従来の農地法に基づく許認可業務に加え、「農地利用の最適化」が農業委員会の「必須業務」となったところである。農地利用の最適化は、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地集積、新規就農者や新規参入を促進することであり、従来からの活動である農地パトロールによる農地利用の状況把握や、農地の出し手と受け手を仲介する利用調整などを、より一層強力に進める必要がある。

そのため、農業委員会は農業者の代表であることを踏まえ、行政や農業団体と連携を図りながら、農地利用の最適化を最重点事項と捉え、地域の担い手が創意工夫を発揮して魅力ある経営発展ができる農業を目指すための活動を展開する。

2 事業計画

活動方針に基づいて次のとおり審議するとともに、各部会において年間活動計画を策定し、計画に基づいて活動を展開する。

会議の開催

定例総会	月1回
調査委員会	月1回（定例総会前に開催）
役員会	必要に応じて
農業参入計画調査会	必要に応じて

農地調整部会

農地制度の適正な執行のため、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、遊休農地の発生防止・解消対策や農業用施設用地の目的外使用も含めた無断転用並びに農地の適正な利用状況の監視及び指導を主体とした活動を展開する。

- 農地パトロール
 - ・遊休農地の現地調査及び当該農地権利者への利用意向調査の実施
 - ・無断転用地の調査及び農地権利者への個別指導の実施
 - ・新規参入者の就農状況及び課税特例農地の管理状況等の現地調査
- 農業振興地域整備に関する法律の適正な運用
 - ・農振農用地区域内にある農業用施設の現地調査の実施

農政推進部会

就業の場並びに多様な担い手の確保に向け、新規就農者支援や人・農地プランの推進など関係機関・団体と連携した活動を主体に展開する。

- 担い手、認定農業者の確保・育成
 - ・市内農業者と市及び農業関係機関・団体等との意見交換会の開催
- 農業委員会活動の適正化及び円滑化に向けた各種研修会の開催
 - ・農業者年金研修会
 - ・農業委員会視察研修事業

情報活動部会

農業委員会活動をはじめ、農地行政にかかる関係法令業務の適正な執行のため、各種情報の収集・提供を主体とした活動を展開する。

- 農業委員会広報「さわやか」の発行並びに速報性及び双方向性のある広報手段の検討
- 女性農業者への活動支援
 - 女性の視点で行う市農業施策との連携及び地域活性化等の活動を支援する。

まわりの組織紹介

今回は、アグリ八幡におじゃましました。(担当：湯浅生夫委員)



集落活性化に向けた 法人の設立

農事組合法人アグリ八幡は、平成三十年二月一日集落ぐるみ型の法人として、生産コストの低減を進め、地域の活性化と農業振興に寄与することを目的に設立しました。

八幡集落は、圃場整備事業の具体化に伴い、平成二十六年から検討を重ね、法人化をめざし平成二十八年に任意組合アグリ八幡を設立、資材の共同購入や作業受委託を進めるとともに法人化やライスセンターの建設、農地中間管理事業等を検討しつつ法人設立に至りました。

構成員は二十名、理事六名で総務企画部、施設部、受託生産部の三部で運営し、今年の経営面積は三十二haで、「ゆきん子舞」「シヒカリ」「あきだわら」
「いただき」の四品種を作付しています。

設立間もない法人ですが、まずは水稻の生産体制を確立し、近い将来園芸作物の取組を行い、集落と密着した魅力ある農業経営体が発展して行きたいと語ってくれました。

編◆集◆後◆記

先月、県立農業大学校へ行く機会がありました。言わずと知れた農業のスペシャリスト育成学校です。そこには将来、地域の農業を背負って立つであろう若者たちの姿がありました。作業着に長靴、黒く日焼けした顔からは頼もしささえ感じるほど、何よりにぎやかで楽しそうなのです。

この頃は何でも挑戦できるんだなとうらやましい気持ちになりながら、本校の魅力を再認識しました。

また、ある先生によると卒業生が地元に戻って活躍していることが一番うれしいと話していました。

いつの日か、本誌にも登場していただきたいものです。(小林 敏委員)

INFORMATION

事務局人事異動

～よろしくお願いいたします～

局長	海老井 修 (次長から)	} 平成30年4月1日付
参事	伊藤 正仁 (中央公民館から)	
係長	滝沢 一彰 (下水道課から)	
主任	高野 京子 (人事課から)	

～お世話になりました～

局長	菅 一義 (退職)	平成30年3月31日付
係長	松田 和博 (農林整備課へ)	平成30年4月1日付

全国農業新聞を読もう!!

週刊 金曜日発行 月700円、年8,400円消費税込



最大3ヵ月

無料試し読みキャンペーン実施中!

詳しくは農業委員会事務局または農業委員・農地利用最適化推進委員まで。

